

令和7年9月17日
県土整備部

報道関係者各位

山形県流域下水道における下水道管路の全国特別重点調査結果
（優先実施箇所）について

国土交通省から本日公表された「下水道管路の全国特別重点調査結果」に関して、山形県流域下水道における優先実施箇所（約6.4km）の調査結果をお知らせします。

8月現在、約6.4kmで管路内調査及び路面下の空洞の有無を調査した結果、緊急度Ⅰの要対策延長は約2.7km確認されました。なお、空洞は確認されませんでした。

1 8月時点での調査結果

優先実施箇所の該当延長	約6.4km
管路内調査及び路面下空洞調査の実施済み延長	約6.4km
緊急度Ⅰと判定された要対策延長	約2.7km
緊急度Ⅱと判定された要対策延長	約1.8km
空洞が確認された箇所	0箇所

（参考）

緊急度	緊急度に応じた対策内容
Ⅰ	原則1年以内に速やかな対策を実施
Ⅱ	応急措置を実施した上で、5年以内に対策を実施

2 今後の対応について

- 緊急度Ⅰについては、速やかに対策工事を実施できるよう対策内容の検討を開始します。
- 調査結果を道路管理者と共有し、対策実施までの間、重点的に監視するなど連携を図るとともに、連絡体制を構築して変状が認められた際に速やかに対応できるようにします。

【参考】国土交通省の公表資料はこちら

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000676.html

【問合せ先】

県土整備部 下水道課
課長補佐（流域下水道整備・公共下水道担当）
飯野 貴志
電話：023-630-2568
広報監 県土整備部次長 牧野 義幸

下水道管路の全国特別重点調査（優先実施箇所）の結果（8月時点）

○山形県流域下水道の調査結果（一覧）

マンホール区間		延長 (m)	空洞箇所	緊急度	① 腐食	② たるみ	③ 破損 クラック 侵入水	要対策 延長 (m)	道 路 管理者
下流	上流								
1	No.1 ~ No.2	458	0	Ⅱ	B			458	農 道
2	No.2 ~ No.3	390	0	Ⅱ			B	1	天童市
3	No.3 ~ No.4	327	0	Ⅱ			B	1	天童市
4	No.5 ~ No.6	470	0	Ⅱ			B	1	山形県
5	No.6 ~ No.7	400	0	Ⅱ	B		B	400	山形県
6	No.7 ~ No.8	424	0	Ⅰ			A	1	山形県
7	No.8 ~ No.9	358	0	Ⅱ	B		B	358	山形県
8	No.10 ~ No.11	444	0	Ⅰ	B		A	444	山形県
9	No.11 ~ No.12	620	0	Ⅰ	B		A	620	天童市
10	No.13 ~ No.14	583	0	Ⅱ	B		B	583	天童市
11	No.14 ~ No.15	618	0	Ⅰ	A		A	618	天童市
12	No.16 ~ No.17	225	0	Ⅱ			B	1	山形県
13	No.18 ~ No.19	1,049	0	Ⅰ	B		A	1,049	山形市
優先箇所 合計		6,366						4,535	
うち緊急度Ⅰ		3,155						2,732	
うち緊急度Ⅱ		3,211						1,803	

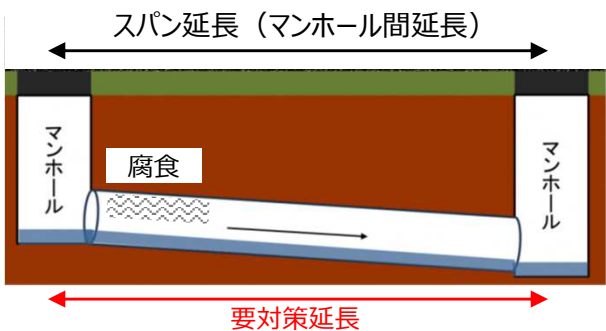
★全国特別重点調査について

- ・調査対象は、管径 2 m 以上かつ 30 年以上経過した管路
最上川流域下水道（山形処理区）山形天童幹線
〔山形市灰塚～天童市今町〕
調査対象延長 約 8.8 km
うち優先実施箇所延長 約 6.4 km
（構造上、硫化水素が発生しやすい腐食危険箇所）
- ・優先実施箇所は 8 月まで、それ以外の箇所は 2 月までに実施

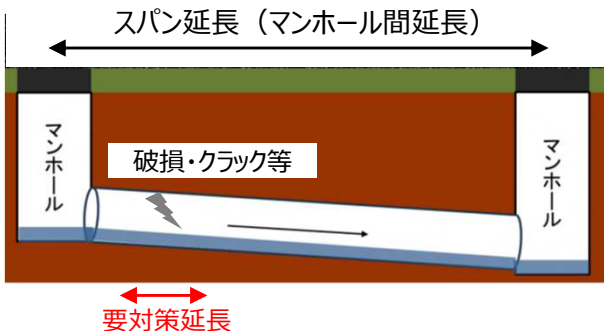
※緊急度の判定基準（マンホール間毎に判定）

- 腐食、たるみ、破損等（破損、クラック、侵入水）をそれぞれ診断し、劣化の進行順に「A」から「C」にランク付け
- ランクAが1項目以上 ⇒ 緊急度Ⅰ
ランクBが1項目以上 ⇒ 緊急度Ⅱ

【参考】 要対策延長の計上方法（具体的な対策工法が確定していない場合）



部分的に腐食が確認された場合は、スパン延長全体を「要対策延長」とする
（例：上記No.1～No.2の要対策延長 458m）



局所的な破損・クラック等が確認された場合等は、「要対策延長」を 1 m とする
（例：上記No.2～No.3の要対策延長 1 m）

下水道管路の全国特別重点調査（優先実施箇所）の結果（8月時点）

○山形県流域下水道の調査結果（位置図）

